

2024年4月5日

各 位

会 社 名 アンジェス株式会社 代表者名 代表取締役社長 山田 英 (コード番号:4563 東証グロース) 問合せ先 財務部長 野村豊 https://www.anges.co.jp/contact/

# 第 43 回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却の完了並びに 第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び 第 44 回新株予約権(行使価額修正条項付)の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年3月19日付「第43回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使停止要請通知並びに取得及び消却並びに新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結並びに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第44回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」(以下「3月19日付プレスリリース」といいます。)にてお知らせしておりますとおり、当社が2023年6月26日開催の取締役会決議に基づき発行したアンジェス株式会社第43回新株予約権(以下「第43回新株予約権」といいます。)につきまして、取得日である本日において残存する第43回新株予約権の全部を取得及び消却いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

また、当社は、2024 年3月19日付の当社取締役会において決議した、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)及び第44回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、本日、割当先であるCantor Fitzgerald Europe (以下「割当先」といいます。)との間で新株予約権付社債発行プログラム設定に係る契約(以下「新株予約権付社債発行プログラム設定契約」といいます。)並びに本新株予約権付社債に係る総数引受契約及び本新株予約権に係る総数引受契約(以下「本新株予約権引受契約」といいます。)を締結し、払込が完了したことを確認しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、3月19日付プレスリリースをご参照ください。

#### I. 第43回新株予約権の取得及び消却

# 1. 取得及び消却した新株予約権の内容

① 取得及び消却した新株予約権の名称	アンジェス株式会社第43回新株予約権
② 取得及び消却した新株予約権の数	305, 662 個
③ 取得日及び消却日	2024年4月5日
④ 取得価額	総額 5,807,578 円(新株予約権 1 個当たり 19 円)
⑤ 消却後に残存する新株予約権の数	O個

## 2. 今後の見通し

第43回新株予約権の取得及び消却が2024年12月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

- II. 本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込完了
- 1. 本新株予約権付社債の概要

1	社債の名称	アンジェス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
2	払 込 期 日	2024年4月5日
3	新株予約権の総数	40 個
	社債及び新株予約権の	社債:総額金1,300,000,000円(各社債の金額100円につき金100円)
4	発 行 価 額	新株予約権:新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
		19, 786, 910 株
		上記潜在株式数は、当初転換価額である 65.7 円で転換された場合におけ
	当該発行による	る最大交付株式数です。
5	潜在株式数	本新株予約権付社債の上限転換価額はありません。
		下限転換価額は36.5円であり、下限転換価額における潜在株式数は
		35,616,438株です。
6	調達資金の額	総額 1, 300, 000, 000 円
		当初転換価額は65.7円とします。
		2024年4月8日以降、本転換社債型新株予約権の各行使請求の通知が行
		われた日(以下「CB修正日」といいます。) の直前取引日の東証におけ
		る当社普通株式の普通取引の終値(当該取引日に終値がない場合には、
		その直前の終値)(以下「東証終値」といいます。)の90%に相当する金
	転換価額及び	額の 0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「CB 修正日価額」といい
7	転換価額の修正	ます。)が、当該 CB 修正日の直前に有効な転換価額を 0. 1 円以上上回る
		場合又は下回る場合には、転換価額は、当該 CB 修正日に、当該 CB 修正
		日価額に修正されます(修正後の転換価額を以下「修正後転換価額」と
		いいます。)。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額
		である36.5円を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額としま
		す。
	募集又は割当て方法	Cantor Fitzgerald Europe に対する第三者割当の方法によります。
8	(割当先)	
	イル -	利率:本社債には利息を付しません。
9	利率及び償還期日	償還期日:2026年4月7日
10	償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
		当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行
		規則第 436 条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による
		転換又は行使を制限する措置を講じるため、新株予約権付社債発行プロ
		グラム設定契約において、本新株予約権付社債につき、以下の転換数量
		制限を定めました。
		当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしよ
11)	譲渡制限及び	うとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式
転	転換数量制限の内容	数が、2024年3月19日付の当社取締役会において発行を決議した第2
		回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第2回新株予約権付社
		債」といいます。)及び本新株予約権とあわせて2024年4月5日におけ
		る当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超え
		る部分に係る本新株予約権付社債の転換(以下「CB 制限超過行使」とい
		います。)を割当先に行わせません。
<u> </u>		5.707 3 44 47 47 4 5 6 6 7 7 9

	割当先は、所定の適用除外の場合を除き、CB 制限超過行使を行うことが
	できません。
	また、割当先は、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじ
	め、当該転換がCB制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行
	います。
	割当先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先
	となる者に対して、①当社との間で CB 制限超過行使に係る内容を約束さ
	せ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三
	者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものと
	します。
	当社は、割当先との間で、2024年4月5日付で、新株予約権付社債発行
⑫ そ の 他	プログラム設定契約を締結いたしました。同契約内容の詳細は、3月
	19 日付プレスリリースをご参照ください。

## 2 本新株予約権の概要

2.	本新株予約権の概要	
1	割当日	2024年4月5日
2	新株予約権の総数	300, 301 個
3	発 行 価 額	総額 15,915,953 円(新株予約権 1 個につき 53 円)
		30,030,100株(本新株予約権1個につき100株)
	当該発行による	本新株予約権の上限行使価額はありません。
4	潜在株式数	下限行使価額は36.5円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変
		動しません。
(5)	調 達 資 金 の 額	総額 1, 988, 893, 523 円 (注)
		当初行使価額は65.7円とします。
		2024 年4月8日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日
		(以下「新株予約権修正日」といいます。)の直前取引日の東証終値の
		90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額(以下「新株
		予約権修正日価額」といいます。)が、当該新株予約権修正日の直前に有
6	行 使 価 額	効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額
		は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正されま
		す(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。)。但し、
		かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である 36.5 円を下回
		る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額は
		ありません。
7	募集又は割当て方法	Cantor Fitzgerald Europe に対する第三者割当の方法によります。
(1)	(割当先)	
		2024年4月8日から2026年4月7日までの期間(但し、当社普通株式に
(8)	本新株予約権の	係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管
	行 使 期 間	振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使する
		ことができません。)
9		当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第1項及び同規程施行
	譲渡制限及び	規則第 436 条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による
	行使数量制限の内容	転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権引受契約にお
		いて、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定めました。

				当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとす
				る日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、
				本新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債とあわせて 2024 年4月
				5日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該
				10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「本新株予約権制限超
				過行使」といいます。)を割当先に行わせません。
				割当先は、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を
				行うことができません。
				また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該
				行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を
				行います。
				割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる
				者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約
				束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該
				第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるも
				のとします。
				当社は、2024 年4月5日付で割当先との間で、本新株予約権引受契約を
10	そ	か	他	締結いたしました。同契約内容の詳細は、3月19日付プレスリリースを
				ご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上